

入札参加にあたっての注意事項（必ずお読みください）

低入札価格調査制度の適用について

山口県では、ダンピング的な低入札が行われると公正な取引の秩序を乱すとともに、適正な履行への支障や、労働条件の悪化にもつながることから、その防止のために低入札価格調査制度の強化に取り組んでいます。

低入札価格調査制度とは、入札の執行前に調査基準価格を設けておき、この価格未満での入札があった場合には、適正な契約の履行ができるかどうか等を調査した上で落札者を決定する制度です。

本件入札(入札日:令和8年10月16日)については、低入札価格調査制度を適用しますので、下記事項にご留意の上、ご参加ください。

記

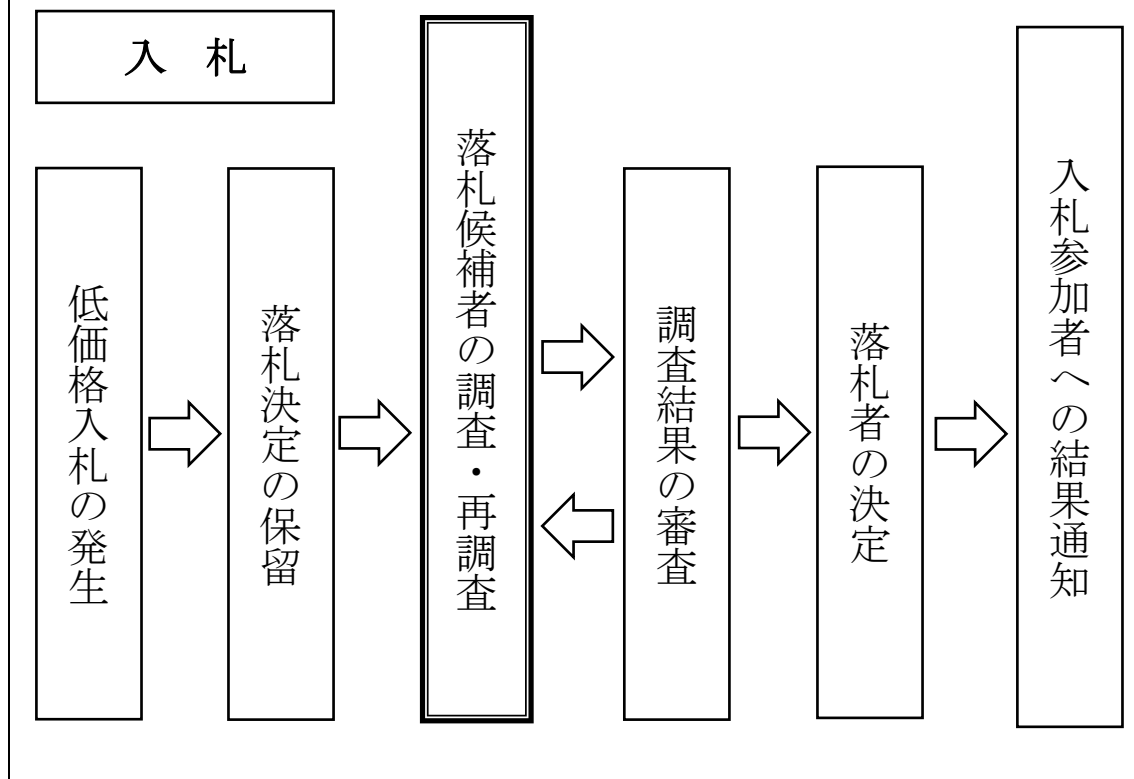
1 制度の適用について

- (1) この入札は、「山口県業務委託低入札価格調査制度実施要領」に基づき実施しますので、入札価格が別途設定済みの調査基準価格未満となった場合には、最低価格での入札者であっても落札者とならない場合があります。
- (2) 調査基準価格未満での入札があった場合は落札決定を保留し、調査基準価格未満の入札者に対する調査を実施した後、落札者を決定します。
- (3) 調査の結果、
 - ① 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合又は、
 - ② 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當であると認められる場合には、その入札者を失格とします。
また、入札者が、正当な理由なく、必要書類を期限までに提出しない等、調査に応じない場合にも原則として失格となります。
- (4) 調査により失格とされなかった入札者のなかで、入札価格が最低の者（同価格の者が複数いる場合にはくじ順）を落札者として決定し、入札者に結果を通知します。

2 調査について

- (1) 入札価格の低い順(同価格の者が複数いる場合にはくじ順)に調査対象者とします。このため、調査基準価格未満で入札をしても、調査対象者とならないことがあります。
- (2) 調査内容は次のとおりです。
 - ア 調査票等の提出
 - ① 「山口県業務委託低入札価格調査制度実施要領」様式4～様式9の調査票等
 - ② 直近2年間の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書等の決算書類
 - ③ 調査票の記載内容を証する書類等その他入札執行者が必要と判断したもの
 - イ 過去1年間の貸金支払台帳及び貸金支払明細書の確認等及びその他必要事項の聴取
- (3) 調査を一旦終了した後で、追加確認等のため再調査を行うことがあります。

※低入札価格調査制度フロー



※調査結果の審査

次の1及び2の判断基準を総合的に勘案し、「契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か」等を判断して調査対象者を落札者とすべきかどうか決定します。

1 基本的判断基準

- (1) 調査に協力的であること
- (2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること
- (3) 業務の手抜き、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと

2 一般的判断基準

- (1) その価格で入札した理由
- (2) 入札価格の内訳
- (3) 手持業務の状況
- (4) 業務の実施体制
- (5) 資材等の調達に関する事項
- (6) 過去に受注した類似業務及び発注者
- (7) 経営状況
- (8) 信用状況
- (9) その他必要な事項